

魚津市告示第 8 号

指定地域密着型サービス事業所の廃止について

介護保険法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護事業の廃止の届出があったので、魚津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第6条の規定により公示する。

令和 7 年 1 月 16 日

魚津市長 村椿 晃

- | | | |
|---|------------------------|---------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 6 9 0 4 0 0 0 1 3 |
| 2 | 指定地域密着型サービス事業所の名称及び所在地 | |
| | 名 称 | 小規模多機能居宅介護事業所小津の里 |
| | 所在地 | 魚津市本町二丁目 8 番12号 |
| 3 | 申請者 | 社会福祉法人新川老人福祉会 |
| | | 魚津市大光寺450番地 |
| | 代表者 | 理事長 保里 真理子 |
| | | 魚津市本江927番地 |
| 4 | 廃止年月日 | 令和 7 年 1 月 10 日 |
| 5 | サービスの種類 | 小規模多機能居宅介護 |
| | | 介護予防小規模多機能居宅介護 |